



令和6年3月 相談件数
472件 
(前月比: 37件)
(前年同月比: △52件)

掲載内容

- 5月は消費者月間です
- 消費者が上手に意見を伝えるには
- 通話録音装置等の設置経費補助
- 千葉市消費生活センターのご案内
- 消費者教育特別展示を行います
- 消費者被害注意報

5月は消費者月間です ~令和6年度テーマ 「デジタル時代に求められる消費者力とは」~

デジタル化やAI技術の急速な進展に伴い、私たちを取り巻く取引やサービス、コミュニケーション手段も変化し、利便性が増す一方で、リスクも多様化しています。

デジタル時代に安全・安心な消費生活を楽しむため、求められる消費者力とは何かを考えるきっかけとなるよう、このテーマが掲げられています。



- ネットやSNSの情報をうのみにせず、情報が正しいかどうか見極め、デマやフェイクニュースにだまされないようにしましょう。
- SNS上では話の合う「知り合い」でも、本当に信頼できる相手かは分かりません。慎重に判断しましょう。

遠隔操作アプリを悪用する副業や投資の勧誘に注意!

副業や投資に関する消費者トラブルのうち、「お金がない」と断ると、説明を受けるためにインストールした遠隔操作アプリを悪用して借金をさせられる、という被害が報告されています。

遠隔操作アプリとは...

自分のスマートフォンやパソコンに第三者が接続して、画面を共有しながら遠隔操作を行うアプリのこと。本来は、パソコンメーカーや通信事業者が利用者のサポートを行う場面などで利用される。

事例

SNSの広告を見て、副業サイトに会員登録すると、高額なサポート契約を勧められ、お金がないと断ると遠隔操作アプリを通して借金するよう指示された。

事例

遠隔操作アプリでパソコン画面を共有しながらFX取引の勧誘を受け、そのまま借金の申し込みに誘導された。



遠隔操作アプリを安易にインストールしないようにしましょう



「簡単に稼げる」ことはありません! 借金をしてまで契約するのはやめましょう



消費者が上手に意見を伝えるには

購入した商品やサービスに不満があったとき、皆さんはお店やメーカーに意見を伝えることはありますか？消費者が意見を伝えることで、企業では商品やサービスの改善につながり、結果として社会全体の利益となります。

しかし、最近では、過大な要求や不当な言いがかりなど、悪質なクレームが“カスタマーハラスメント”として問題となっています。「言い分を理解してもらえずヒートアップしてしまった」ということもあるかもしれませんが、行き過ぎた言動は問題の解決につながらないばかりか、処罰の対象となることもありますので注意が必要です。

意見を伝える際の 3つのポイント



◎ひと呼吸置こう！

怒りに任せず冷静に。お互いに尊重しましょう。



◎言いたいことを明確に！

「返品したい」「解約したい」など要求は明確に。
また、その理由も丁寧に伝えましょう。

◎企業の説明も聞こう

一方的に主張せず、企業の説明も聞きましょう。
上手なコミュニケーションが解決の糸口になる
こともあります。



電話 de 詐欺等に効果大！ 通話録音装置等の設置経費補助

市では電話による消費者被害を未然に防止するため、迷惑電話防止機能付き電話機等を購入・設置する高齢者の方に補助金を交付します。



対象者

市内に住民登録を有する 65 歳以上の方で、市税を滞納していない、以下のいずれかに該当する方

- ①65 歳以上の方のみの世帯
- ②家族と同居しているが、日中は 65 歳以上の方のみとなることが常態である世帯

対象機器

- ・【通話録音装置】通話着信時に、通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能があるもの
- ・【着信拒否装置】相手の電話番号を自動で判別し、着信を拒否する機能があるもの
- ・「通話録音装置」又は「着信拒否装置」の機能がついている固定電話機

補助額

対象機器の設置経費の 3/4 以内
(上限 1 万円)

電話予約が必要です！

予約電話番号 043-207-3601～3603
月～金曜日 8:30～17:30

千葉市消費生活センターのご案内

「消費生活相談」

商品・サービスの契約に関して疑問や心配な点があるとき、また、消費者トラブルにあってしまったときは、消費生活センターにご相談ください。専門の相談員が情報提供や助言、必要に応じてあっせんを行い、問題解決に向けたお手伝いをします。

※千葉市在住・在勤・在学の方対象。事業者からの相談はお受けできません。事業者の接客対応への苦情、事業者の信用性や価格の妥当性についての相談は対象外です。

相談専用電話

043-207-3000

月～土曜日 9:00～16:30

(祝日、年末年始を除く)

「くらしの巡回講座」

自治会の集まりや地域の催し、会社の社員研修などに講師が伺い、消費生活に必要な知識をご説明します。

『悪質商法の手口と対処法』のほか、いろいろなテーマをご用意しています。ホームページにてご確認いただくか、消費者教育班(043-207-3602)へお問い合わせください。

対象

市内在住・在勤・在学の方が参加する概ね 15 人以上の集まり

開催日

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

申込方法

電子申請による申し込みのほか、申込書をダウンロードして郵送または FAX でお申し込みできますので、ホームページをご覧ください。

千葉市 巡回講座

検索

開催希望日の 2 か月前までにお申し込みください。

オンラインでの
実施も可能です!

「消費生活パネル展」を行います

消費者教育に関する様々な取り組みや消費者被害防止の情報をパネル展示で紹介します。自由にご覧いただけますので、ぜひお立ち寄りください。

日時：5月10日(金)～5月22日(水)

9:00～21:00

※最終日は 16:00 まで

会場：千葉市生涯学習センター

1階 アトリウムガーデン

(千葉市中央区弁天 3-7-7)



消費者被害注意報

No. 113

約束のない買い取り業者は違法!!

春を迎え、自宅の不用品を整理したいと思っている方は要注意です。
貴金属などを業者に見せると強引に買い取られる危険があります。

とりあえず、お家の中見
せてください!

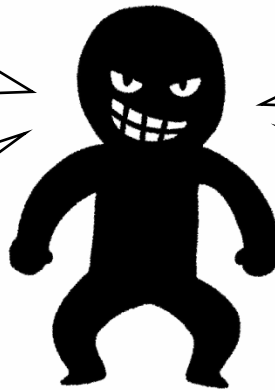
今日だけ買取価格が
10%高いです。

査定は無料です、
安心してください。

処分にお困りの物
なんでも買取ります。

悩むなら売ったほうが
いいです。

貴金属も買取ります
から見せてください。



約束のない業者が訪問に来たら・・・

- 約束のない業者が訪問してきたらきっぱり断りましょう。
- 断っても帰らない場合は、迷わず110番に電話しましょう。
- 業者と契約をしてしまった場合は、必ず契約書を求め取引内容をしっかり確認しましょう。
- クーリング・オフは、契約書を受け取った日から8日間適用されるため、困ったらすぐに下記番号に相談しましょう。
- クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引き渡しを拒むことができます。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話 ☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く